

特別定額給付金（10万円） 申請受付中です

市では、特別定額給付金の申請受付を開始しました。世帯主（受給権者）の方は、郵送された申請書などに目を通し、申請受付期限までにお忘れなく申請の手続きをお願いします。

▶**給付対象者** 令和2年4月27日現在において、市に住民登録されているすべての方

▶**受給権者** 給付対象者の属する世帯主

▶**給付額** 給付対象者1人につき10万円

▶**申請方法**

①郵送による申請

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類（本人および口座確認書類の写し）を添付し、同封されている返信用封筒により郵送してください。

②オンラインによる申請（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面において、世帯主および世帯員の情報、振込先口座情報を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードしてください。

※電子署名により本人確認を実施していますので、本人確認書類は不要です。

③窓口による申請（やむを得ない場合に限り）

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類（本人および口座確認書類の写し）を添付し、受付窓口に提出してください。

・受付窓口 地域交流センターゆう 大ホール

・受付期間 令和2年5月29日(金)まで（土・日曜日含む）

・受付時間 9:00～17:00

※6月1日(月)からは、市役所北庁舎1階会議室にて受け付けします。（土・日曜日、祝日を除く）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止徹底のため、郵送またはオンラインによる申請にご協力ください。

※申請書の記載方法などについては、同封されている「特別定額給付金のご案内」をご確認ください。

※申請書・添付書類に不備があると支給ができません。申請書・添付書類を申請前にもう一度お確かめください。

▶**申請受付期限** 令和2年8月7日(金)まで（当日消印有効）

▶**支給方法** 原則として世帯主（受給権者）名義の金融機関口座への振り込みとなります。

☎特別定額給付金事務局Tel 54-2121

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、国は児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時・特別の給付金を支給することになりました。公務員以外の方については申請は不要です。公務員の方は申請が必要ですので、職場の担当者にご確認ください。

▶**支給対象者** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

▶**対象児童**

・児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

・児童手当の令和2年4月分の対象ではないが、同2年3月分の対象となる児童（令和2年4月から高校1年生になった児童または同2年3月に死亡した児童）

▶**支給額** 対象児童1人につき10,000円

▶**支給月** 6月中に支給されます

☎子育て支援係Tel 54-2121



給付金を装った詐欺にご注意ください！

◆市や国などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆市や国などが「給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合などには、砂川警察庁舎Tel 54-0110（または警察相談専用電話 #9110）、

生活交通係Tel 54-2121 までご連絡ください。